高齢者の税金はなぜ高くなった？

「合併して、高齢者の税金が高くなった」という声が聞かれます

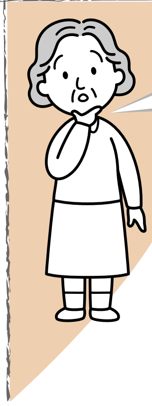

Q1

本当に、合併したから税金が上がったの？

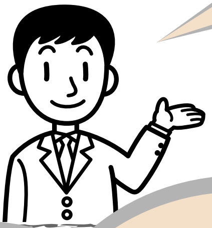

A1

いいえ、違います！
国において所得税と地方税の改正が行われたためです。

税制改正と三豊市の合併時期が重なったことから、合併したために税金が上がったような誤解がありますが、国の決定で所得税および地方税の改正が行われたことにより、税金が上がったのです。

ですから、三豊市だけでなく、全国どこでも同じように上がっています。

A2

65歳以上の高齢者への優遇措置が見直されたためです。

「65歳以上の高齢者に対して行われていた住民税の公的年金控除や老年者控除、非課税制度は、高齢者を優遇する措置であり、現役世代と高齢者間の税負担に不公平を引き起こしている」として、世代間の税負担の公平性を確保するため高齢者への優遇措置が見直されました。このために、高齢者の税金が上がったのです。

Q2

どうして高齢者の税金が上がったの？

平成18年度の住民税より実施された改正点

① 公的年金等控除の引き下げ

公的年金の収入金額から控除される公的年金等控除の最低控除金額が、65歳以上の方については140万円から120万円へ引き下げられました。

② 老年者控除の廃止

65歳以上で合計所得金額が1,000万円未満の方に適用されていた老年者控除（48万円の所得控除）が廃止されました。

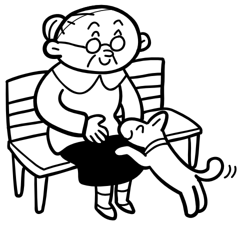

③ 老年者に対する非課税制度の廃止

65歳以上（平成17年1月1日現在）で、合計所得が125万円以下の方については住民税が非課税となっていましたが、この制度が廃止になりました。

ただし経過措置として、平成18年度は算出された税額の3分の2が控除されます。

④ 定率減税制度の見直し

個人住民税の定率減税が廃止となります。

ただし2カ年で段階的に廃止となりますので、平成18年度は所得割額の2分の1（15％→7.5％）に引き下げられ、限度額も4万円から2万円に引き下げられました。

ここ数年、毎年のように税制改正が行われており、税金の制度が分かりにくくなっています。来年度からは、所得税から住民税への税源移譲が行われ、所得税が減少し、個人住民税が上がることになります。

広報の紙面上でそのつどお知らせしますので、ご一読ください。

税金はこのように変わりました

年金収入が245万円、年齢が68歳のAさんの場合

（収入は年金のみ、一人暮らしで固定資産税額なし、所得控除は老年者控除と基礎控除のみの場合です。）

平成17年度まで

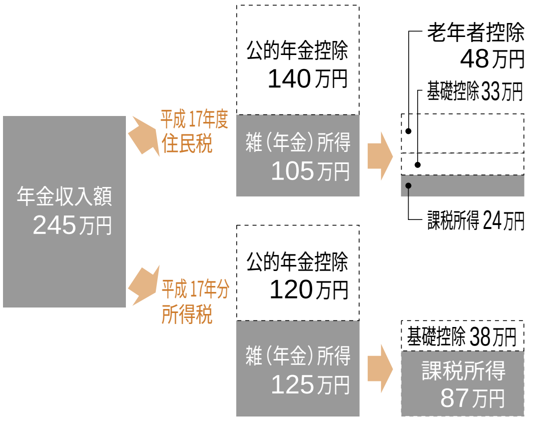

	住民税	所得税
税　率	非課税※	10%
所得割額		－
均等割額		－
定率減税		算出税額の20%
税　額		￥69,600

※非課税制度の適用：平成17年度までは、年齢65歳以上で合計所得125万以下の方については、課税所得がある場合でも非課税制度により住民税はかかりませんでした。

国民健康保険税	
公的年金収入…A	2,450,000円
公的年金控除…B	1,400,000円
年金所得額…C（A-B）	1,050,000円
公的年金特別控除…D	なし
基礎控除…E	330,000円
所得割課税標準額…F（C-D-E）	720,000円
所得割額…G（F×税率5.3%）	38,160円
固定資産税額…H	0円
資産割額…I（H×税率32%）	0円
均等割額…J（被保険者1人につき）	24,000円
平等割額…K（1世帯につき）	24,000円
税額（G+I+J+K）100円未満切捨て	86,100円

（旧三野町を参考例にしています）

平成18年度

① 公的年金等控除の引き下げ

② 老年者控除の廃止

③ 老年者に対する非課税制度の廃止

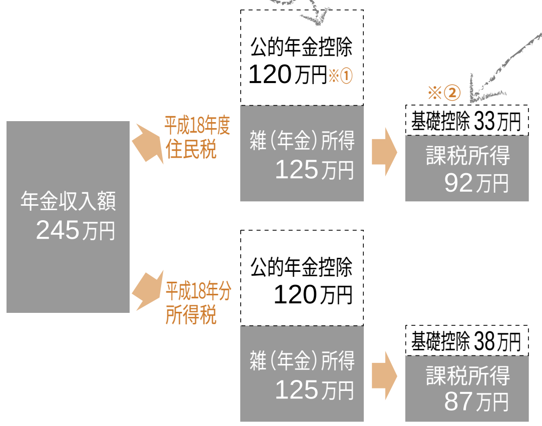

※③

	住民税	所得税
税　率	5%	10%
所得割額	￥46,000	－
均等割額	￥4,000	－
定率減税※④	所得割額の7.5%	算出税額の10%
非課税制度の経過措置★	算出税額の2／3を控除	－
税　額	￥15,400	￥78,300

国民健康保険税	
公的年金収入…A	2,450,000円
公的年金控除…B	1,200,000円
年金所得額…C（A-B）	1,250,000円
公的年金特別控除…D	130,000円
基礎控除…E	330,000円
所得割課税標準額…F（C-D-E）	790,000円
所得割額…G（F×税率7.0%）	55,300円
固定資産税額…H	0円
資産割額…I（H×税率35%）	0円
均等割額…J（被保険者1人につき）	27,000円
平等割額…K（1世帯につき）	28,000円
税額（G+I+J+K）	110,300円

④ 定率減税制度の見直し

介護保険料にも税制改正の影響が・・

平成18年度から介護保険料が変わりました。65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、３年ごとに策定される介護保険事業計画に定める介護サービスの見込み量等から算出されています。平成18年度が第３次介護保険事業計画の策定年度であったために改正されました。

介護保険料の基準額は月額３,700円で、改正前の保険料と比較すると増額していますが、増額した主な原因は、介護サービスに要する経費に対して第１号被保険者が負担しなければならない負担率の変更（18％→19％）や、介護サービス受給者の増加等により給付費が増えたことによるものです。

また、保険料は所得段階によって定められていますので、税金は介護保険料にも大きく影響します。所得段階が上がると保険料も上がりますので、今回の税制改正により、住民税非課税から課税となり所得段階が上がった方に対しては、保険料負担の急増をさけるため、２年間、激変緩和措置が実施されます。

▶問い合わせ　税務課　☎62-1114